

総社市告示第83号

総社市就業奨励金交付要綱（平成17年総社市告示第81号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
新規就業のタイプ		交付額	新規就業のタイプ		交付額
A 後継ぎ型	経営主の経営を継続し、 <u>発展・充実するタイプ</u>	<u>5万円</u>	A 後継ぎ型	経営主の経営を継続し、 <u>発展し、又は充実するタイプ</u>	<u>10万円</u>
B 経営分離独立型	経営主と経営基盤を分離して新たに経営を開始するタイプ	<u>5万円</u>	B 経営分離独立型	経営主と経営基盤を分離して新たに経営を開始するタイプ	<u>10万円</u>
C 新規参入型	<u>新規に経営を開始するタイプ</u>	<u>5万円</u>	C 新規参入型	<u>新たに経営を開始するタイプ</u>	<u>10万円</u>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。